

第787号

令和7年3月10日

公 告

長瀬産業健康保険組合
理事長 和久田 利夫



任意継続被保険者の標準報酬月額決定について

標記について、当組合の平均標準報酬月額は470,000円と決定しました
ので、ここに公告します。

適用期間 自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

以 上